

登園届(保護者記入)

園長様

組氏名

(病名) (該当疾患に○を記入してください)

	感染症名	登園のめやす
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ除く)	発症後5日、かつ解熱後2日(乳幼児は3日)を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ症状軽快後1日を経過するまで
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬内服後24時間以降
	マイコプラズマ肺炎	症状が回復するまで
	手足口病	症状が回復するまで
	伝染性紅斑(りんご病)	症状が回復するまで
	感染性胃腸炎(ノロウイルス、 ロタウイルス、アデノウイルス)	下痢、嘔吐が消失するまで
	ヘルパンギーナ	症状が回復するまで
	RSウイルス感染症	症状が回復するまで
	帯状疱疹	病変部が被覆するまで。ただし、乳幼児はかさぶたになるまで。

(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)において病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登校いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日_

保護者名 _____

※保護者の皆様へ

保育園は、園児・児童・生徒が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

(必要な場合、医療機関に連絡をとらせていただくこともあります。)

※登園のめやすは、学校保健安全法施行規則の基準による。

登園許可書

組 氏名

年 月 日生

上記の者は、下記○印の学校感染症が軽快し、かつ、学校の場合は学校保健安全法施行規則の基準により、保育園の場合は基準に準じて、感染症の予防上、支障が無いと認め 年 月 日より登校・登園を許可します。（但し、下記の基準に達した場合でも、児童生徒の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により登校・登園を延期する事ができる。）

年 月 日

医師氏名

園長 様

記

該当に○	感染症名	出席停止期間の基準
	麻 疹	解熱した後、3日を経過するまで
	水 痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百 日 咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風 疹	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結 核	感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	校医、園医、その他の医師において感染のおそれなしと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	流行性角結膜炎	
	髄膜炎菌性髄膜炎	

※上表感染症名にないものは空欄に記入。

2019年1月改定